

## 2-2-2 社会的・文化的状況

### (1) 人口及び産業の状況

#### 1) 人口の状況

##### ① 人口・世帯数・人口密度等

宇治市、城陽市における人口・世帯数を表 2-2. 39 に示す。

これによると、平成 24 年 10 月 1 日現在、人口・世帯数は、宇治市では 189, 296 人・74, 205 世帯、城陽市では 78, 888 人・30, 233 世帯となっている。また、人口密度は宇治市 2, 802 人/km<sup>2</sup>、城陽市 2, 410 人/km<sup>2</sup>となっている。

人口の推移についてみると、宇治市では平成 23 年にいったん平成 19 年以来の減少が止まり増加に転じたが、平成 24 年は再び減少している。城陽市では減少が続いている。

表 2-2. 39 宇治市、城陽市の人口・世帯数

区分	年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1 世帯 当たり 人員	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
宇治市	平成 19 年	191, 185	72, 169	2. 6	2, 830
	20 年	190, 981	72, 995	2. 6	2, 827
	21 年	190, 820	73, 738	2. 6	2, 825
	22 年	189, 609	72, 907	2. 6	2, 807
	23 年	189, 798	73, 818	2. 6	2, 810
	24 年	189, 296	74, 205	2. 6	2, 802
城陽市	平成 19 年	80, 797	29, 549	2. 73	2, 468
	20 年	80, 587	29, 804	2. 70	2, 461
	21 年	80, 249	29, 939	2. 68	2, 451
	22 年	80, 037	29, 972	2. 67	2, 445
	23 年	79, 494	30, 149	2. 64	2, 428
	24 年	78, 888	30, 233	2. 61	2, 410
	25 年	78, 322	30, 313	2. 58	2, 392

注. 各年 10 月 1 日現在

出典: 「宇治市統計書 平成 23 年」(平成 24 年 宇治市)

「宇治市統計書 平成 25 年」

「城陽市統計書 平成 25 年版(2013 年版)」

また、事業計画地周辺の環境影響評価を実施しようとする地域における区域別人口・世帯数を表 2-2. 40 に示す。

これによると、平成 26 年 4 月 1 日現在、区域別人口・世帯数は、小字単位でみると、宇治市では 19, 714 人・8, 028 世帯、城陽市では 2, 646 人・1, 088 世帯である。なお、人口、世帯数の資料は小字単位で掲載されているものしかなく、環境影響評価を実施しようとする地域を構成する自治会単位で掲載されている資料は確認できなかった。

表 2-2. 40 事業計画地周辺の区域別人口・世帯数

市	区域	男 (人)	女 (人)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	
宇治市	白川	打破	2	2	4	2
		植田	6	8	14	8
		川上り谷	95	85	180	73
		川下	11	17	28	14
		笹原	2	1	3	2
		鍋倉山	133	299	432	359
		東山	67	79	146	146
		宮ノ後	8	11	19	6
		宮ノ前	1	1	2	1
		水落山	1	0	1	1
		山本	20	18	38	15
		娑婆山	0	3	3	3
		宇治	大谷	495	535	1,030
	下居		320	365	685	287
	野神		744	757	1,501	615
	琵琶		497	526	1,023	406
	琵琶台	一丁目	243	261	504	191
		二丁目	208	265	473	190
		三丁目	242	261	503	208
	折居台	一丁目	241	254	495	192
		二丁目	160	175	335	132
		三丁目	244	261	505	193
		四丁目	272	296	568	220
	広野町	小根尾	999	1,052	2,051	844
		大開	1,000	1,042	2,042	729
		尖山	1,584	1,657	3,241	1,141
		丸山	585	604	1,189	511
宮谷		1,008	1,081	2,089	832	
大久保町	久保	307	303	610	298	
	[合計]			[19,714]	[8,028]	
城陽市	寺田	奥山	2	0	2	2
		大谷	666	756	1,422	589
	久世	上大谷	602	620	1,222	497
		奥山	0	0	0	0
		[合計]			[2,646]	[1,088]

注 1. 平成 26 年 4 月 1 日現在

2. 小字単位の人口、世帯数である。

出典：「宇治市の統計」（宇治市ホームページ）

「城陽市人口統計表（平成 26 年 4 月 1 日現在）」（城陽市ホームページ）

## ② 人口動態

宇治市、城陽市における人口動態を表 2-2.41 に示す。

これによると、自然動態は宇治市では平成 24 年に、城陽市では平成 22 年以降は自然減を示し、平成 24 年は宇治市 11 人減、城陽市 110 人減となっている。また、社会動態をみると、平成 24 年は宇治市 524 人減、城陽市 572 人減となっている。

表 2-2.41 宇治市、城陽市の人口動態

区分	年次	自然動態（人）			社会動態（人）		
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減
宇治市	平成 22 年	1,620	1,452	168	6,666	6,886	-220
	平成 23 年	1,577	1,521	56	7,009	6,783	226
	平成 24 年	1,544	1,555	-11	6,524	7,048	-524
城陽市	平成 22 年	630	654	-24	2,207	2,578	-371
	平成 23 年	577	699	-122	2,193	2,570	-377
	平成 24 年	572	682	-110	2,116	2,688	-572

出典：「宇治市統計書 平成 25 年」  
「城陽市統計書 平成 25 年版(2013 年版)」

## 2) 産業の状況

### ① 産業の構造

宇治市、城陽市における産業別人口を表 2-2.42 に示す。

これによると、産業別人口の総数（就業者数合計）は両市ともに減少している。また、両市ともに第 1 次産業、第 2 次産業及び第 3 次産業が減少し、分類不能の産業が増加している。なお、第 3 次産業は両市とも全体の約 6 割を占めている。

表 2-2.42 宇治市、城陽市の産業別人口

区分	年次	項目	第 1 次産業 (人)	第 2 次産業 (人)	第 3 次産業 (人)	分類不能の 産業 (人)	就業者数 合計 (人)
宇治市	平成 12 年	総数	537	28,514	60,624	1,010	90,685
		構成比	(0.6%)	(31.4%)	(66.9%)	(1.1%)	(100.0%)
	平成 17 年	総数	533	24,219	59,560	2,513	86,825
		構成比	(0.6%)	(27.9%)	(68.6%)	(2.9%)	(100.0%)
	平成 22 年	総数	496	20,332	55,538	8,318	84,684
		構成比	(0.6%)	(24.0%)	(65.6%)	(9.8%)	(100.0%)
城陽市	平成 12 年	総数	661	13,813	26,449	736	41,659
		構成比	(1.6%)	(33.2%)	(63.5%)	(1.8%)	(100.0%)
	平成 17 年	総数	650	11,184	25,607	1,155	38,596
		構成比	(1.7%)	(29.0%)	(66.3%)	(3.0%)	(100.0%)
	平成 22 年	総数	575	9,617	24,100	2,375	36,667
		構成比	(1.6%)	(26.2%)	(65.7%)	(6.5%)	(100.0%)

注 1. 各年 10 月 1 日現在

2. 日本標準産業分類第 12 回改定（平成 19 年 11 月）の産業区分である。

3. 構成比は、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

出典：「宇治市統計書 平成 25 年」  
「城陽市統計書 平成 25 年版(2013 年版)」

② 第1次産業

ア 農業

宇治市、城陽市における販売農家人口等を表 2-2. 43、経営耕地面積を表 2-2. 44 に示す。

これによると、両市とも農家人口、農家総戸数は減少しており、兼業農家の占める割合が高く、その中でも農業所得を従とする第2種兼業農家の割合が多い。

また、経営耕地面積の総面積をみると平成12年に宇治市266.3ha、城陽市341haであったものが、平成22年には、宇治市212.0ha、城陽市302haとなっている。構成比をみると、田の割合が高く、樹園地、畑の割合は少ない。

表 2-2. 43 専業兼業別農家数（販売農家）

区分	年次	項目	農家人口 (人)	農家 総戸数 (戸)	専業 (戸)	兼業 (戸)		
						総数	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家
宇治市	平成12年	総数 構成比	1,348	278 (100%)	69 (24.8%)	209 (75.2%)	35 (12.6%)	174 (62.6%)
	17年	総数 構成比	1,114	246 (100%)	73 (29.7%)	173 (70.3%)	48 (19.5%)	125 (50.8%)
	22年	総数 構成比	897	214 (100%)	63 (29.4%)	151 (70.6%)	37 (17.3%)	114 (53.3%)
城陽市	平成12年	総数 構成比	2,093	426 (100%)	66 (15.5%)	360 (84.5%)	75 (17.6%)	285 (66.9%)
	17年	総数 構成比	1,661	366 (100%)	85 (23.2%)	281 (76.8%)	52 (14.2%)	229 (62.6%)
	22年	総数 構成比	1,420	345 (100%)	83 (24.1%)	262 (75.9%)	63 (18.3%)	199 (57.7%)

注1. 各年2月1日現在

- 「専業農家」とは世帯員中他の業に従事する者が全くない農家であり、「兼業農家」とは他の業に従事するものが世帯員中にある農家をいう。
- 構成比は、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

出典：「宇治市統計書 平成25年」

「城陽市統計書 平成25年版(2013年版)」

「2000年世界農林業センサス、2005年農林業センサス」(農林水産省ホームページ)

表 2-2. 44 経営耕地面積（販売農家）

区分	年次	項目	総面積 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)
宇治市	平成 12 年	総数	266.3	196.3	18.1	52.0
		構成比	(100%)	(73.7%)	(6.8%)	(19.5%)
	17 年	総数	273.9	214.2	24.3	35.4
		構成比	(100%)	(78.2%)	(8.9%)	(12.9%)
	22 年	総数	212.0	151.8	15.5	44.7
		構成比	(100%)	(71.6%)	(7.3%)	(21.1%)
城陽市	平成 12 年	総数	341	218	44	79
		構成比	(100%)	(63.9%)	(12.9%)	(23.2%)
	17 年	総数	297	193	51	52
		構成比	(100%)	(65.0%)	(17.2%)	(17.5%)
	22 年	総数	302	192	55	55
		構成比	(100%)	(63.6%)	(18.2%)	(18.2%)

注 1. 各年 2 月 1 日現在

2. 端数処理をしているため、総面積と合わない可能性がある。

出典：「宇治市統計書 平成 25 年」

「城陽市統計書 平成 25 年版（2013 年版）」

## イ 茶業

宇治市、城陽市における平成 25 年度の荒茶生産量を表 2-2. 45 に示す。

これによると、荒茶生産量は、宇治市が 66,505kg、城陽市が 29,304kg となっている。

表 2-2. 45 宇治市、城陽市の荒茶の生産量

年度	市	総量 (kg)	煎茶 (kg)	かぶせ茶 (kg)	玉露 (kg)	てん茶 (kg)	番茶 (kg)
平成 25 年度	宇治市	66,505	5,957	1,289	13,985	45,274	—
	城陽市	29,304	—	—	—	29,304	—

出典：「平成 25 年度京都府茶業統計」（京都府ホームページ）

③ 第2次産業

宇治市、城陽市における鋳工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等を表 2-2. 46 に示す。これによると、製造品出荷額は、宇治市では平成 20 年以降減少を続けており、城陽市では平成 20 年～23 年にかけて減少していたが、平成 24 年度は増加に転じている。

表 2-2. 46 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

区分	年次	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
宇 治 市	平成 20 年	346	10,284	67,877,511
	21 年	316	9,395	56,255,466
	22 年	312	10,516	51,389,046
	23 年	-	-	-
	24 年	303	9,809	48,764,296
城 陽 市	平成 20 年	148	4,913	11,284,784
	21 年	136	4,463	8,224,668
	22 年	128	4,203	8,091,706
	23 年	128	4,057	7,572,998
	24 年	127	4,281	8,230,978

注 1. 各年 12 月 31 日現在

2. 宇治市は平成 23 年の調査を中止している。

出典：「宇治市統計書 平成 25 年」

「城陽市統計書 平成 25 年版 (2013 年版)」

宇治市、城陽市における平成 24 年の産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等を表 2-2.47 に示す。

これによると、事業所数は、宇治市が 303 事業所、城陽市が 127 事業所、従業者数は、宇治市が 9,809 人、城陽市が 4,281 人となっている。

表 2-2.47 産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等

産業中分類	宇治市			城陽市		
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷 額等 (万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷 額等 (万円)
総数	303	9,809	48,764,296	127	4,281	8,230,978
食料品	25	2,090	3,833,130	9	851	1,088,295
飲料・たばこ・飼料	16	422	1,424,360	8	220	568,715
繊維	19	281	245,556	22	395	516,140
木材・木製品	—	—	—	2	151	X
家具・装備品	6	32	51,422	1	6	X
パルプ・紙	3	28	32,396	—	—	—
印刷	9	343	552,482	2	124	X
化学	10	882	2,244,098	3	65	135,659
石油製品・石炭	1	10	X	—	—	—
プラスチック製品	25	928	3,009,364	15	198	738,890
ゴム製品製	2	32	X	—	—	—
皮革	1	6	X	—	—	—
窯業・土石	14	254	580,798	9	248	582,036
鉄鋼	2	23	X	—	—	—
非鉄金属	4	128	149,010	1	23	X
金属製品	35	352	424,993	10	152	139,141
はん用機械	5	87	211,796	2	17	X
生産用機械	53	869	1,456,223	18	458	721,475
業務用機械	15	259	454,273	4	67	83,089
電子部品	13	1,277	2,960,528	3	84	209,522
電気機械	24	498	842,528	12	372	546,549
情報通信	1	11	X	1	792	X
輸送用機械	9	549	2,137,917	2	26	X
その他	11	448	27,899,940	3	32	33,859

注 1. 平成 24 年 12 月 31 日現在

2. 「—」は該当数字なし

3. 「X」は該当数値の公表をさし控えたもの

4. 従業者 4 人以上の事業所の数値

出典：「宇治市統計書 平成 25 年」

「城陽市統計書 平成 25 年版（2013 年版）」

#### ④ 第3次産業

宇治市、城陽市における商店数等を表 2-2. 48 に示す。これによると、商店数は、宇治市では減少しており、城陽市では平成 14 年～16 年は横ばいで平成 19 年は減少している。従業者数は、宇治市では平成 14 年～16 年にかけて減少していたが、平成 19 年は増加へ転じており、城陽市では減少が続いている。また、年間商品販売額は、宇治市では平成 14 年～16 年に増加しているが、平成 19 年は減少している。城陽市は平成 14 年～16 年は増加しているが、平成 19 年は減少している。

表 2-2. 48 商店数、従業者数及び年間商品販売額の推移

区分	年次	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
宇治市	平成 14 年	1,756	12,441	20,979,223
	平成 16 年	1,710	12,142	25,634,430
	平成 19 年	1,529	12,348	23,461,714
城陽市	平成 14 年	745	5,400	10,423,429
	平成 16 年	746	5,390	10,680,253
	平成 19 年	675	4,756	9,393,317

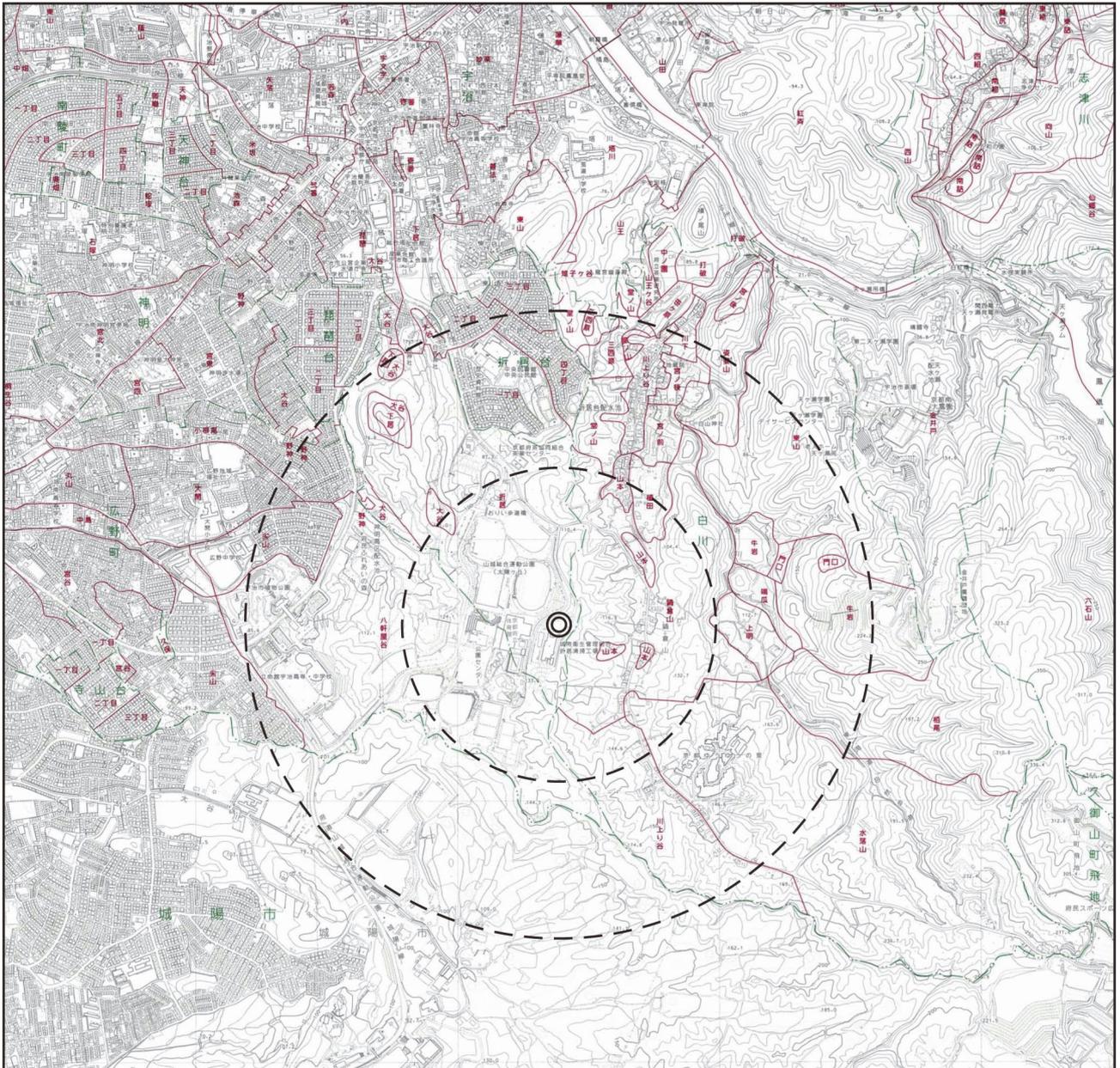
注. 各年 6 月 1 日現在

出典：「宇治市統計書 平成 25 年」  
「城陽市統計書 平成 25 年版 (2013 年版)」

#### (2) 行政区画の状況

事業計画地周辺の行政区画等を図 2-2. 15(1) 及び図 2-2. 15(2) に示す。

事業計画地は宇治市、城陽市の市界付近に位置しており、最寄り地区は、宇治市が白川地区、城陽市が久世地区及び寺田地区となっている。



凡 例 ◎ 事業計画地

--- 大字界

— 小字界



1:25,000

出典：「1:10,000 都市計画図 宇治市全図1（字切図）」  
より作成

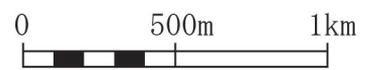


図 2-2.15(1) 事業計画地周辺の行政区画等（宇治市）

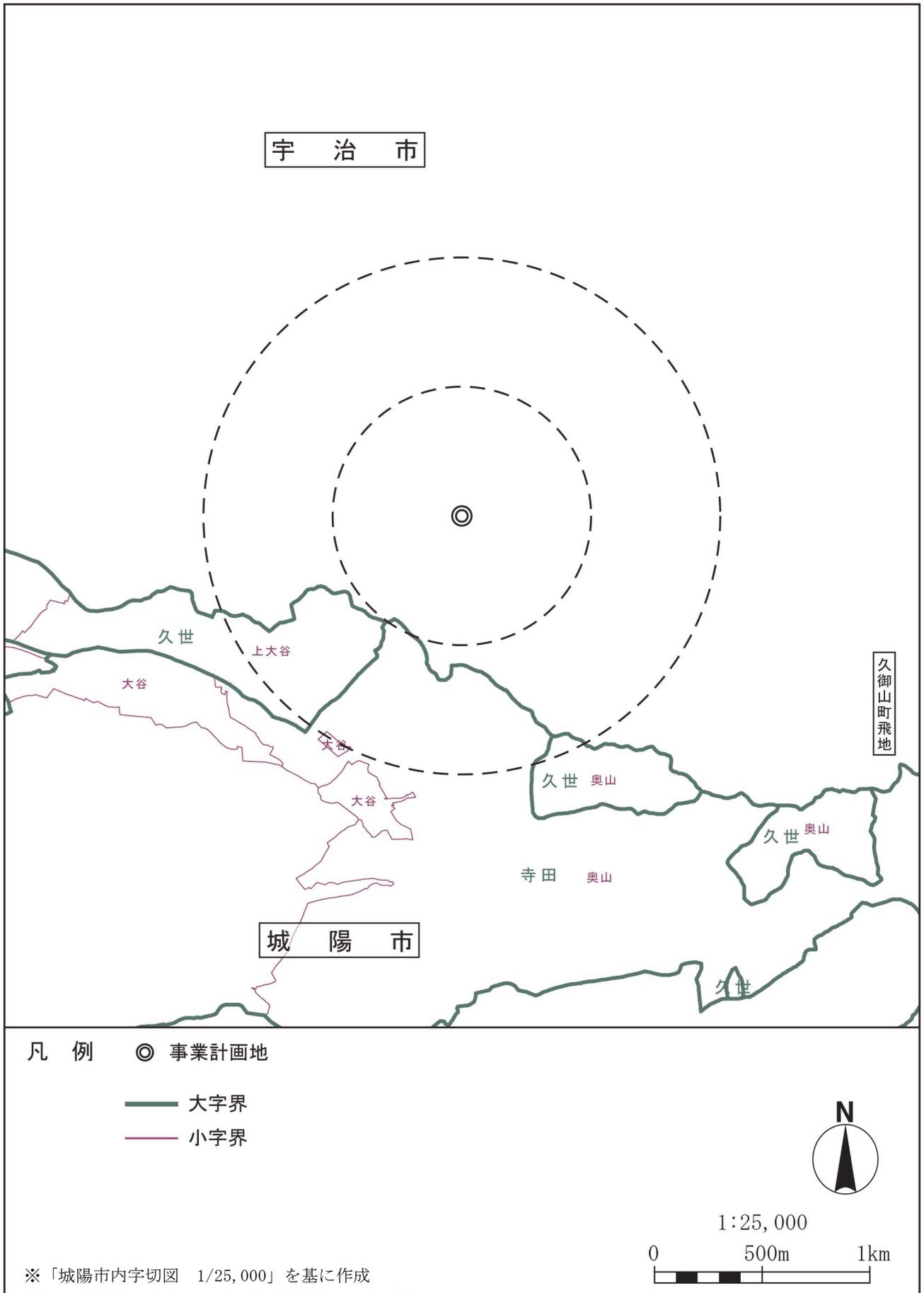


図 2-2.15(2) 事業計画地周辺の行政区画等 (城陽市)

### (3) 土地利用の状況

#### 1) 現在の土地利用

宇治市、城陽市における地目別土地面積を表 2-2.49 に示す。

これによると、平成 24 年 1 月 1 日現在、両市とも山林の占める割合が最も大きく、次いで宅地の順となっている。

表 2-2.49 地目別土地面積

市	項目	田 (千㎡)	畑 (千㎡)	宅地 (千㎡)	地沼 (千㎡)	山林 (千㎡)	原野 (千㎡)	雑種地 (千㎡)	合計 (千㎡)
宇治市	面積	3,019	1,187	12,211	17	22,429	19	3,533	42,416
	構成比	(7.1%)	(2.8%)	(28.8%)	(0%)	(52.9%)	(0%)	(8.3%)	(100%)
城陽市	面積	3,131	2,304	5,434	6	7,524	172	2,993	21,563
	構成比	(14.5%)	(10.7%)	(25.2%)	(0%)	(34.9%)	(0.8%)	(13.9%)	(100%)

注 1. 平成 24 年 1 月 1 日現在

2. 課税の対象にならない土地を除く。田には介在田等、畑には介在畑等、山林には介在山林雑種地には鉱泉水牧場を含む。

3. 端数処理を行っているため、各地目別面積の合計、総数と内訳は整合しない場合がある。

出典：「平成 24 年京都府統計書」（平成 26 年 京都府）

また、事業計画地及びその周辺の現況土地利用は、事業計画地の敷地内が工場棟、管理棟、駐車場、緑地広場に利用され、事業計画地周辺は、西側が山城総合運動公園（太陽が丘）、東側が山林、茶畑等となっている。

#### 2) 将来の土地利用計画

事業計画地周辺の将来の土地利用計画については、「宇治市都市計画マスタープラン改訂版」（平成 24 年 宇治市）、「宇治市第 5 次総合計画」（平成 23 年 宇治市）、その他の宇治市の計画を調査したが、事業計画地周辺における新たな土地利用計画は確認できなかった。

(4) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用状況

1) 水面利用、その他の水利用の状況

事業計画地周辺の主な河川は、事業予定地の東側より北へ流れている宇治川（図 2-2.6 参照）がある。宇治川は一級河川で、管理主体は国土交通省である。

また、事業計画地の下流域である宇治市では、水道用水として一部、地下水を取水井で取水し利用しており、事業計画地周辺の上水道の取水井（図 2-2.6 参照）の状況を表 2-2.50 に示す。

表 2-2.50 事業計画地周辺の地下水利用状況

浄水場名	施設	設備	摘要
神明浄水場	3号井	取水井 取水ポンプ	1井 1台 所在地 宇治市神明宮東 96-5 他 計画取水量 1,155m <sup>3</sup> /日 竣工 昭和 50 年 5 月
開浄水場	1号井	取水井 取水ポンプ	1井 1台 所在地 宇治市神明宮北 65-26 計画取水量 1,575m <sup>3</sup> 竣工 昭和 53 年 10 月 改良 曝気装置、浄水池、中間ポンプ、送水ポンプ 平成 3 年 12 月
奥広野浄水場	1号井	取水井 取水ポンプ	1井 1台 所在地 宇治市広野町尖山6-20 計画取水量1,050m <sup>3</sup> /日 竣工(供用開始) 昭和 45 年 10 月

注. 開浄水場は「平成 26 年度水道水質検査計画」（宇治市上下水道部）によると休止予定である。  
出典: 「宇治市地域水道ビジョン 平成 22 年 3 月」（平成 22 年 宇治市水道部）

2) 漁業権の設定状況

事業計画地周辺の宇治川流域には内水面漁業権（京内共第 6 号）が設定されており、その概要を表 2-2.51 に示す。

これによると、対象魚種はあゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類である。

表 2-2.51 宇治川流域での内水面漁業権概要

漁業権番号	京内共第6号
漁業権者の名称及び住所	宇治川漁業協同組合 京都府宇治市宇治蓮華 43 の 1
漁場の区域	宇治市隠元橋から上流、京都府と滋賀県との境界までの淀川本支流
漁業の種類	第5種協同漁業
漁業権魚種	あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類
免許期間	平成 26 年 1 月 1 日～平成 35 年 12 月 31 日
遊魚の制限 又は 禁止事項	(1)採捕の禁止期間(「京都府内水面漁業調整規則」第 25 条) (2)体長の制限(「京都府内水面漁業調整規則」第 26 条) (3)禁止漁具・漁法(「水産資源保護法」及び「京都府内水面漁業調整規則」第 27 条) (4)採捕の禁止区域(「京都府内水面漁業調整規則」第 29 条) (5)外来魚の移植制限(「京都府内水面漁業調整規則」第 29 条の 2)

出典: 「遊魚のてびき -河川・湖沼-」(京都府ホームページ)

「京都府公報第 2504 号」(平成 25 年 8 月 30 日 京都府)

「京都府公報号外第 4 号」(平成 26 年 2 月 27 日 京都府)

(5) 交通の状況

1) 道路

事業計画地周辺における主要交通網は、図 2-2. 16 に示すとおりである。

主要地方道としては、北側に東西に延びる大津南郷宇治線、宇治淀線、八幡宇治線があり、一般府道としては、南西側に山城総合運動公園城陽線が南北に延び、宇治小倉停車場線が北側で宇治淀線につながっている。また、宇治市道としては、北側から南北に延びる市道宇治白川線、西側から市道宇治白川線につながる市道下居大久保線、北側から市道宇治白川線につながる宇治橋若森線、西側で市道下居大久保線と山城総合運動公園城陽線をつなぐ市道城陽宇治線がある。

事業計画地周辺の自動車交通量調査結果を表 2-2. 52 に示す。

これによると、平成 22 年度における主要地方道の平日 24 時間の自動車交通量は、大津南郷宇治線で 8,034 台、宇治淀線で 17,098 台、八幡宇治線で 7,417 台、一般府道では、宇治小倉停車場線で 13,277 台、山城総合運動公園城陽線で約 13,760 台となっている。

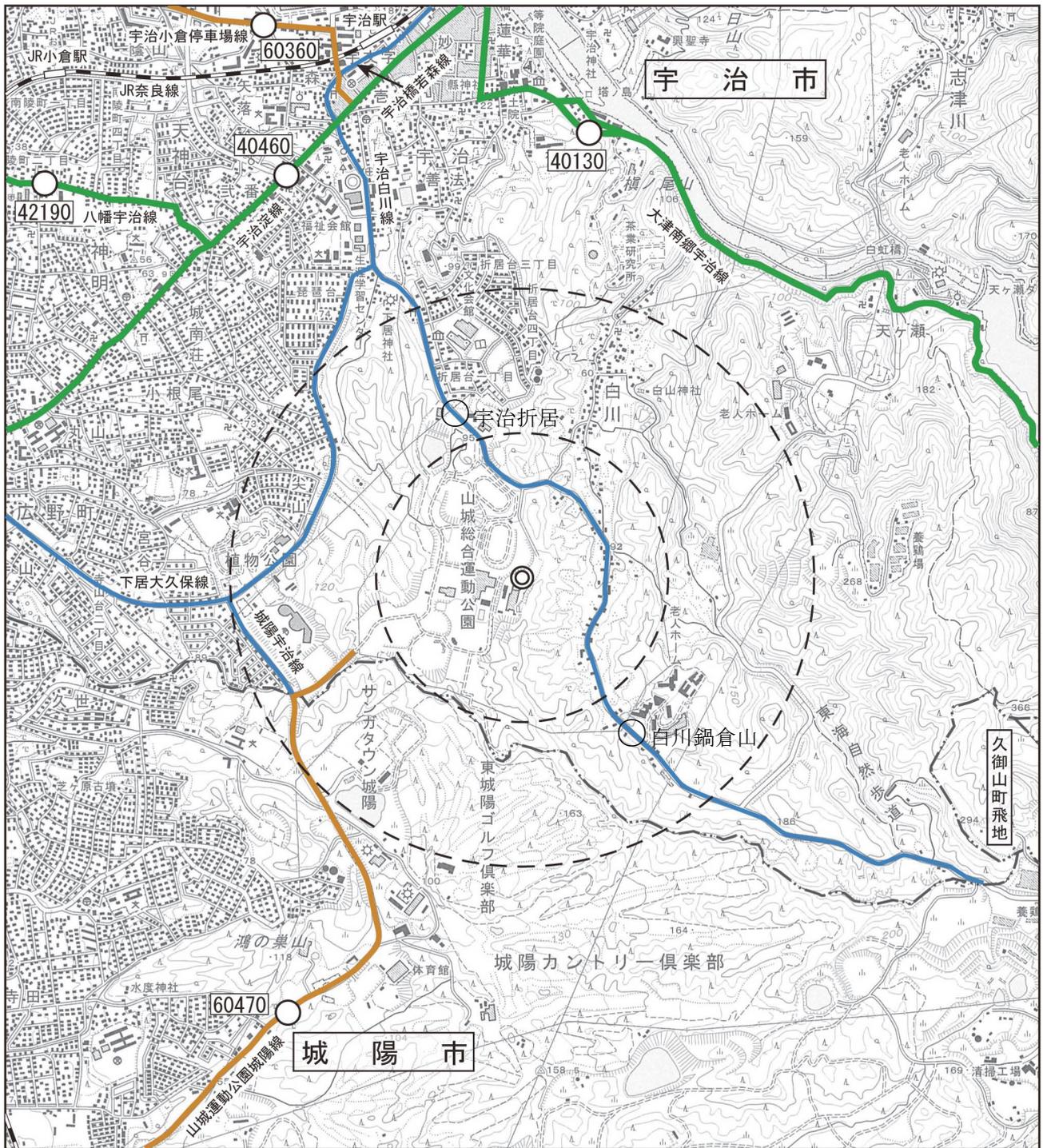
また、平成 11 年度から平成 22 年度の変化をみると、大津南郷宇治線、宇治淀線及び山城総合運動公園城陽線は概ね横ばい、八幡宇治線は減少から横ばい、宇治小倉停車場線は増加から減少となっている。

表 2-2. 52 事業計画地周辺の自動車交通量調査結果

道路路線名	交通量調査単 位区間 番号	観測地点名	年度	昼間 12 時間自動車類交通量 (台) (7 時~19 時)			24 時間自動車類交通量 (台)		
				小型	大型	合計	小型	大型	合計
大津南郷宇治線	4011	宇治市宇治 塔ノ川 27-7	平成 11 年度	5,247	775	6,022	7,065	915	7,980
	4011		平成 17 年度	4,862	854	5,716	6,454	947	7,401
	40130		平成 22 年度	5,419	809	6,228	6,945	1,089	8,034
宇治淀線	4035	宇治市宇治 式番 30	平成 11 年度	11,440	691	12,131	16,390	876	17,266
	4039		平成 17 年度	10,914	720	11,634	15,070	1,101	16,171
	40460		平成 22 年度	12,100	660	12,760	16,022	1,076	17,098
八幡宇治線	4150	宇治市小倉町 西畑 34-1	平成 11 年度	6,220	310	6,530	8,847	396	9,243
	4165		平成 17 年度	5,188	277	5,465	7,140	456	7,596
	42190		平成 22 年度	5,246	289	5,535	6,947	470	7,417
宇治小倉 停車場線	6016	宇治市宇治 蔭山 6	平成 11 年度	7,076	472	7,548	9,829	543	10,372
	6019		平成 17 年度	10,938	558	11,496	15,045	934	15,979
	60360		平成 22 年度	9,425	483	9,908	12,471	806	13,277
山城総合運動 公園城陽線	6019	城陽市寺田 大川原	平成 11 年度	9,493	933	10,426	11,910	1,136	13,046
	6022		平成 17 年度	8,909	1,466	10,375	11,259	1,710	12,969
	60470		平成 22 年度	9,566	1,101	10,667	12,211	1,549	13,760

出典：「平成 11 年度道路交通センサス一般交通量調査」 ( (社) 交通工学研究会)  
「平成 17 年度道路交通センサス一般交通量調査」 (京都府ホームページ)  
「平成 22 年度道路交通センサス一般交通量調査」 (京都府ホームページ)

なお、宇治市道については、「長谷山清掃工場更新事業に係る環境影響評価書」において、市道宇治白川線の 2 箇所 (図 2-2. 16 参照) を対象として、平成 13 年に実施した調査結果 (表 2-2. 53 参照) が示されており、これによると 24 時間の自動車交通量は、白川鍋倉山で 10,520 台、宇治折居で 12,328 台となっている。



凡例 ◎ 事業計画地 ——— 市町界

- 交通量調査地点 (※5桁の枠付き数字は平成22年度交通量調査単位区間番号)
- 主要地方道
- 一般府道
- 市道

出典：「平成17年度道路交通センサス一般交通量調査 交通量図」  
 ((社)交通工学研究会 平成19年)  
 「平成22年度道路交通センサス交通量図  
 京都・乙訓・宇治地区市街地部」(京都府ホームページ)  
 宇治市資料 より作成



1:25,000



図2-2.16 事業計画地周辺の道路等

表 2-2. 53 交通量調査結果（車種別）

単位：台/日

調査地点	車種	二輪車	小型車類						大型車類					自動車類	大型車混入率 (%)
			軽乗用車	軽貨物車	乗用車	貨客車	小型貨物車	小型車類合計	バス	普通貨物車	特殊車	パッカー車	大型車類合計		
宇治市白川鍋倉山 (市道32号線)	北行 宇治市内方面	164	636	445	2,846	244	205	4,376	100	520	89	136	845	5,221	16.2
	南行 クリーン 21長谷山方面	152	692	410	2,969	248	199	4,518	64	499	82	136	781	5,299	14.7
	両方向	316	1,328	855	5,815	492	404	8,894	164	1,019	171	272	1,626	10,520	15.5
宇治市宇治折居 (市道32号線)	北行 宇治市内方面	289	755	352	3,095	233	467	4,902	111	479	54	268	912	5,814	15.7
	南行 クリーン 21長谷山方面	303	994	419	3,543	293	310	5,559	118	517	51	269	955	6,514	14.7
	両方向	592	1,749	771	6,638	526	777	10,461	229	996	105	537	1,867	12,328	15.1

注. 調査日：平成13年11月27日6時～28日6時の24時間（連続）

出典：「長谷山清掃工場更新事業に係る環境影響評価書」

また、宇治市、城陽市の自動車保有台数を表 2-2. 54 に示す。

これによると、平成24年度末現在、自動車の保有台数は宇治市89,054台、城陽市40,145台で、乗用車、軽自動車の割合が高くなっている。

表 2-2. 54 宇治市、城陽市の自動車保有数

平成24年度末現在

市	自動車保有台数総数(台)	登録自動車保有台数(台)		貨物用(台)						乗合用(台)				乗用(台)				特殊用途用(台)				小型二輪車(台)	軽自動車(台)
				普通車		小型車		被けん引車		普通車		小型車		普通車		小型車		普通車・小型車		大型特殊車			
		自家用	事業用	自家用	事業用	自家用	事業用	自家用	事業用	自家用	事業用	自家用	事業用	自家用	事業用	自家用	事業用	自家用	事業用	自家用	事業用		
宇治市	89,054	56,524	1,419	1,020	525	3,114	94	4	8	22	124	104	15	23,710	75	27,537	265	919	313	94	-	2,136	28,975
城陽市	40,145	23,629	498	471	141	1,171	22	3	12	5	-	52	-	9,320	18	12,214	35	363	270	30	-	880	15,138

注1. 登録自動車総数には小型二輪車、軽自動車を含まない。

2. 市町村別台数には不明分があり、その台数を除いているため、総数とは一致しない。

3. 軽自動車の市区町村別台数は軽四輪のみである。

出典：「平成24年京都府統計書」

## 2) 鉄道

宇治市内及び城陽市内を通過する鉄道は、JR 奈良線、近鉄京都線、京阪宇治線、京都市営地下鉄がある。鉄道駅は宇治市内に、JR 奈良線 6 駅、近鉄京都線 3 駅、京阪宇治線 5 駅、京都市営地下鉄 1 駅、城陽市内に JR 奈良線 3 駅、近鉄京都線 3 駅があり、このうち事業計画地最寄りの駅は、事業計画地の北側約 2.3km に JR 奈良線の宇治駅がある。

## (6) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

### 1) 学校

宇治市、城陽市の学校数を表 2-2.55 に示す。

これによると、平成 24 年 5 月 1 日現在、宇治市では小学校 22 校、中学校 11 校、高等学校 6 校、城陽市では小学校 10 校、中学校 5 校、高等学校 2 校がある。

表 2-2.55 宇治市、城陽市の学校数等

区分	項目	学校数 (校)	教員数 (人)	児童・生徒数 (人)		
				総数	男	女
宇治市	小学校	22	583	10,878	5,582	5,296
	中学校	11	364	5,650	2,934	2,716
	高等学校	6	323	4,733	2,259	2,474
城陽市	小学校	10	229	4,003	2,021	1,982
	中学校	5	143	1,988	966	1,022
	高等学校	2	120	1,792	922	870

注. 平成 24 年 5 月 1 日現在

出典：「平成 24 年京都府統計書」

事業計画地周辺における学校等の位置を図 2-2.17 に示す。

これによると事業計画地の西側約 1.2km 前後に立命館宇治中学校・高等学校、広野中学校、東城陽中学校がある。ごみの搬入ルート付近では北側約 1.5km 先に菟道第二小学校がある。

### 2) 病院、保健医療施設、福祉施設、文化施設

宇治市、城陽市の病院、診療所を表 2-2.56 に示す。

これによると、平成 23 年 10 月 1 日現在、宇治市には病院数 11 ヶ所（病床数 2,784）、一般診療所 139 ヶ所（病床数 92）、歯科診療所 82 ヶ所、城陽市には病院数 5 ヶ所（病床数 942）、一般診療所 58 ヶ所（病床数 40）、歯科診療所 31 ヶ所がある。

表 2-2. 56 宇治市、城陽市の病院、診療所数

市区町別医療 施設数	病院		一般診療所		歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	
宇 治 市	11	2,784	139	92	82
城 陽 市	5	942	58	40	31

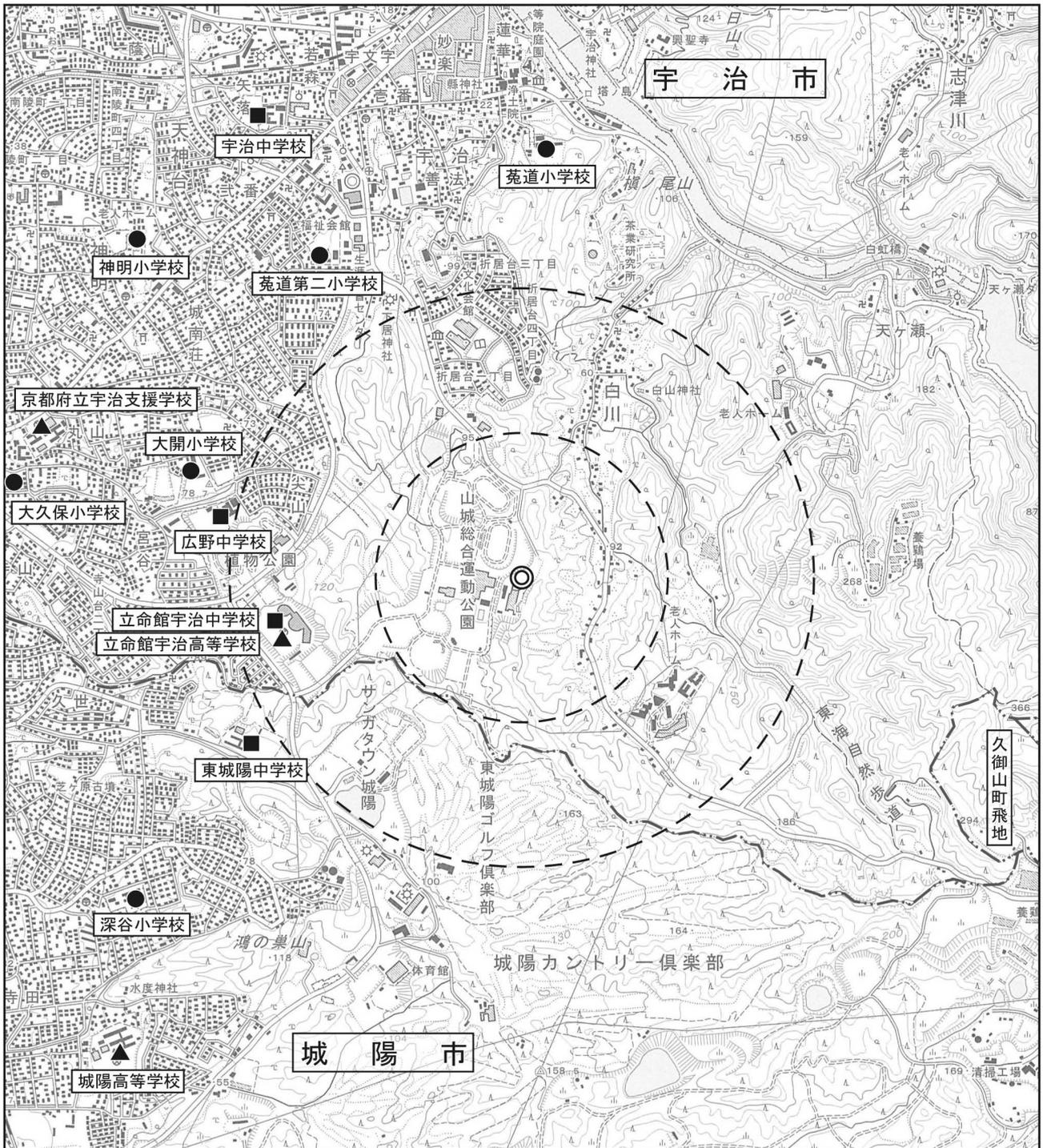
注. 平成 23 年 10 月 1 日現在

出典：「平成 24 年京都府統計書」

事業計画地周辺の主な病院、保険医療施設、福祉施設、文化施設の位置を図 2-2. 18 に示す。

これによると、事業計画地の南東約 0. 8km に京都ゆうゆうの里、白川明星園、北側約 1km に宇治市文化センターが位置している。

ごみの主要な搬入ルート近くでは、事業計画地の北約 1. 5km に宇治市老人福祉センター、宇治市生涯学習センター、洛和グループホーム宇治琵琶がある。



凡 例    ◎ 事業計画地    - - - 市町界

- 小学校
- 中学校
- ▲ 高等学校・支援学校



出典：「宇治市統計書 平成 25 年」  
「城陽市統計書 平成 25 年版（2013 年版）」  
京都府特別支援教育課ホームページ より作成

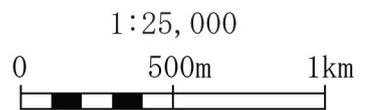
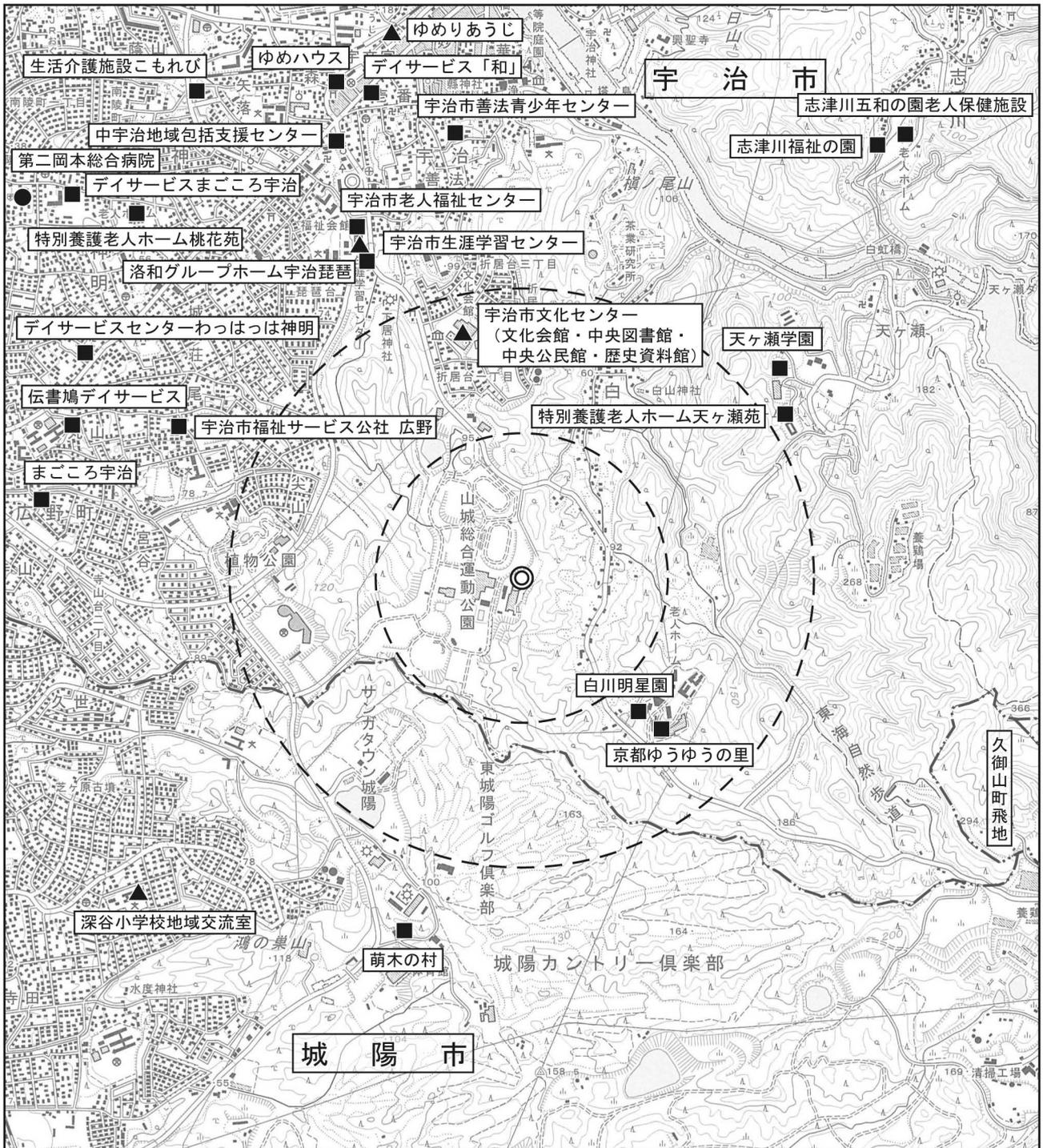


図 2-2.17 事業計画地周辺の学校等



凡 例    ◎ 事業計画地    - - - 市町界

- 病院
- 福祉施設
- ▲ 文化施設

出典：宇治市ホームページ  
 城陽市ホームページ  
 「WAM NET」（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）  
 より作成



1:25,000

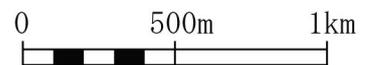


図 2-2.18 事業計画地周辺の病院等

### 3) 住宅

事業計画地周辺で住宅がある地区としては、宇治市白川地区、宇治市折居台地区、宇治市宇治地区、宇治市琵琶台地区、宇治市広野町地区がある。最寄りの白川地区の人口は870人、世帯数は630世帯である。

事業計画地最寄りの民家は、白川地区は事業計画地の東側約350mであり、折居台地区は事業計画地の北側約700mに、宇治地区は事業計画地の北北西側約1.1kmに、琵琶台地区は事業計画地の北西側約1kmに、広野町地区は事業計画地の西北西側約900mに位置する。

### (7) 下水道の整備状況

宇治市、城陽市の下水道の整備状況を表2-2.57に示す。

これによると、平成24年度末現在の下水道普及率は、宇治市で82%、城陽市で99%である。

なお、事業計画地が存在する宇治市の公共下水道は、宇治川の東側地域で宇治市単独で処理する東宇治処理区と、宇治川の西側地域で京都府木津川流域関連公共下水道として平成33年を完成目標に整備が進められている洛南処理区がある。公共下水道の計画概要は、全体計画区域面積2,403ha、計画処理人口206,972人、計画汚水量130,001立方メートル/日である。

事業計画地は洛南処理区の公共下水道計画区域内に属しており、事業計画地の生活排水及び休炉時等に工場排水を放流予定である宇治市公共下水道の管渠（図2-2.6参照）は、京都府木津川流域下水道の向島幹線に接続し、八幡市にある京都府洛南浄化センターで終末処理された上で、宇治川に放流している。

表 2-2.57 下水道普及状況

区分	現状			
	処理人口（千人）	処理面積（ha）	水洗便所 取付戸数（戸）	普及率（%）
宇治市	157.4	1,398	51,753	82
城陽市	78.5	907	29,375	99

注. 平成24年度末現在

出典：「平成24年京都府統計書」

(8) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画

1) 用途地域の指定状況

「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づく宇治市、城陽市における用途地域等の指定の状況を表2-2.58に示す。また、宇治市、城陽市の都市計画図を図2-2.19～図2-2.20に示す。平成24年3月31日現在、用途地域として宇治市2,224ha、城陽市770haが指定されている。

事業計画地最寄りの地区計画としては、事業計画地北側約600mに折居地区地区計画があり、「宇治茶」をさらに発展させ、地域の活性化に寄与する振興拠点として整備がすすめられている。

なお、事業計画地は、宇治市の都市計画において市街化調整区域の指定及びごみ焼却場として都市計画施設の決定を受けている。

表2-2.58 宇治市、城陽市都市計画区域面積

項目	都市計画区域 (ha)	市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)	用途地域 (ha)												
				総数	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
宇治市	4,654	2,224	2,430	2,224	641.3	2.1	142.0	22.3	817.9	50.1	37.2	45.6	16.5	315.9	133.2	—
城陽市	3,274	770	2,504	770	355.2	19.8	—	—	305.9	1.1	14.9	20.7	1.6	44.1	—	6.0

注1. 平成24年3月31日現在

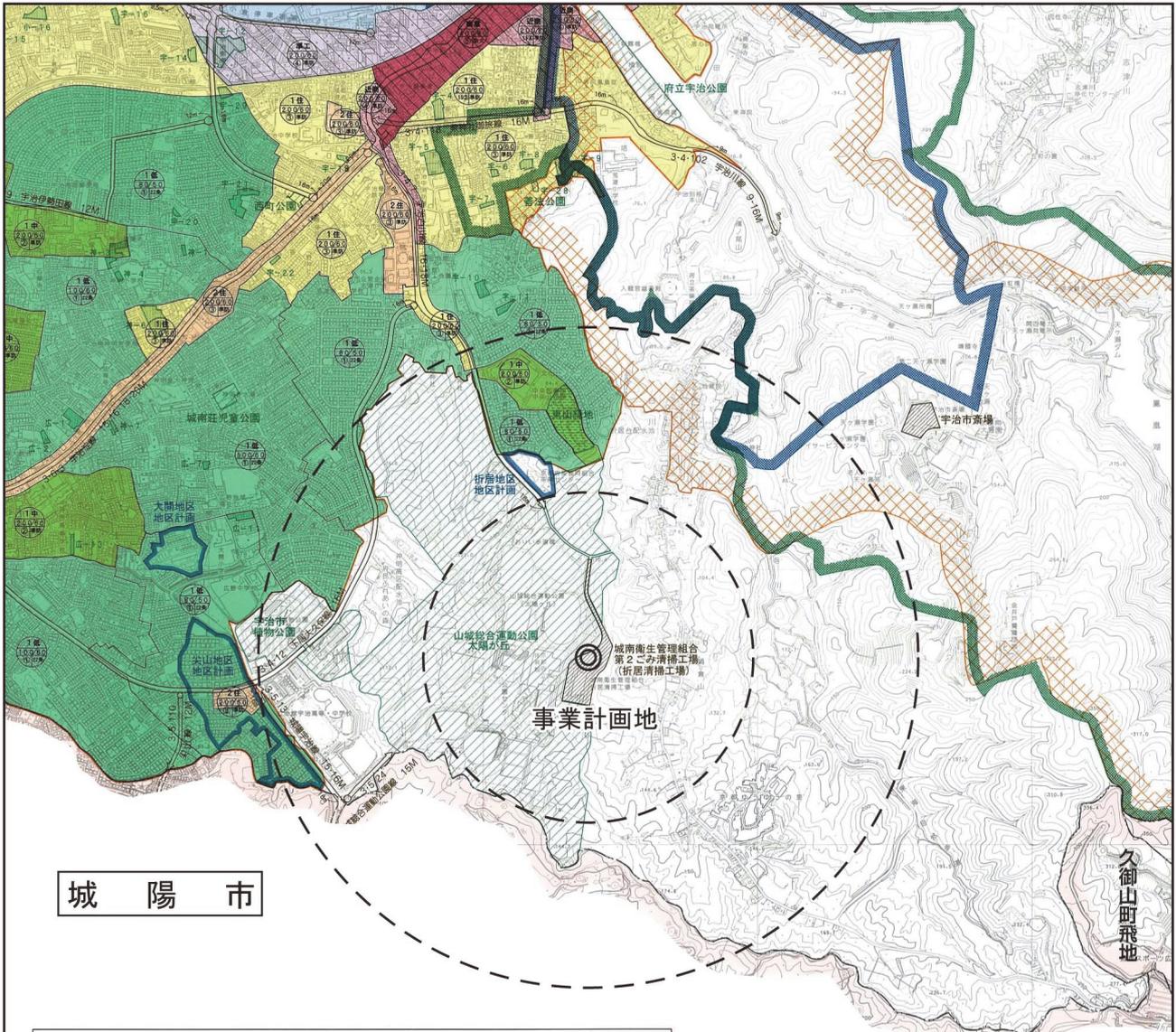
2. 端数処理を行っているため、各用途地域の合計は整合しない場合がある。

出典：「平成24年京都府統計書」

2) 土地利用計画の状況

「国土利用計画法」(昭和49年法律第92号)に基づく事業計画地及びその周辺の土地利用基本計画を図2-2.21に示す。

これによると、事業計画地は主に森林地域であり、事業計画地周辺には森林地域、農業地域等が位置している。



城 陽 市

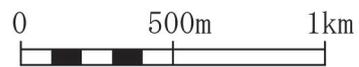
凡 例			市・町界	
用途地域	容積率 建ぺい率	高度地区	防火地域及び 準防火地域	
1低 第一種低層住居専用地域	60 80 100 40 50 60	① 第一種高度地区	指定なし (22条※)	市・町界
2低 第二種低層住居専用地域	100 60			国定公園
1中 第一種中高層住居専用地域	200	② 第二種高度地区	準防火地域	都市計画区域 (宇治市内)
2中 第二種中高層住居専用地域	60			市街化区域
1住 第一種住居地域	200 60	③ 第三種高度地区	準防火地域	特別用途地区
2住 第二種住居地域	200 60			風致地区
準住 準住居地域	200 60	15③ 1.5m 第三種高度地区	準防火地域	特別風致地区
近商 近隣商業地域	200 300 80 80	③ 第三種高度地区		地区計画
商業 商業地域	400 80	④ 第四種高度地区	準防火地域	地区計画 (再開発等促進区)
準工 準工業地域	200 60	15④ 1.5m 第四種高度地区		都市計画道路
工業 工業地域	200 60	⑤ 第五種高度地区	防火地域	都市計画緑地
		④ 第四種高度地区		指定なし (22条※)

凡 例	
用途地域	1住
容積率	200/60
建ぺい率	60
高度地区	③
防火地域等	準防火

(※第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び工業地域は建築基準法第22条第1項の地域に含まれます。)



1:25,000



出典：「宇治市都市計画総括図」(平成24年5月現在 宇治市)より作成

図 2-2.19 宇治市都市計画図

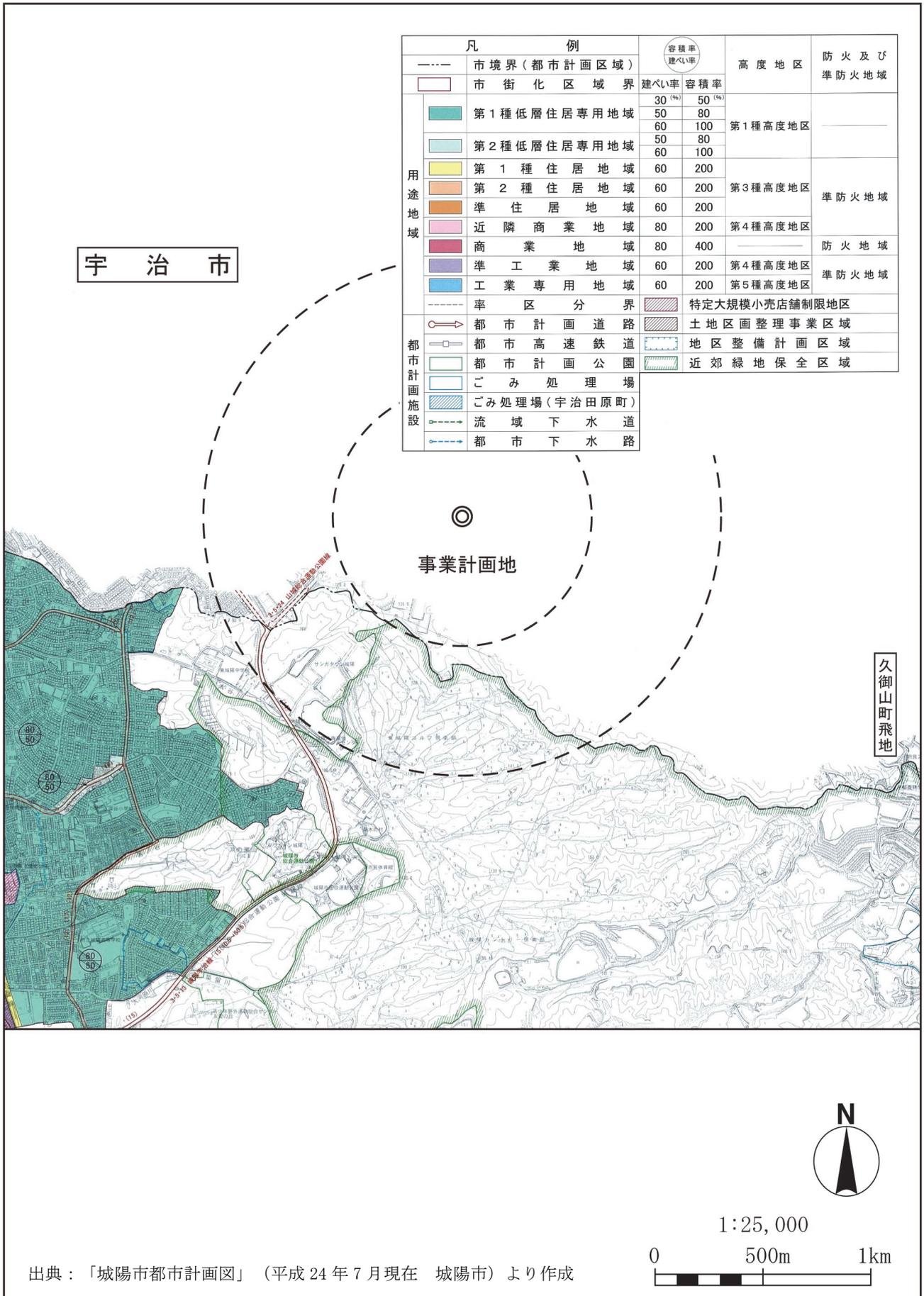
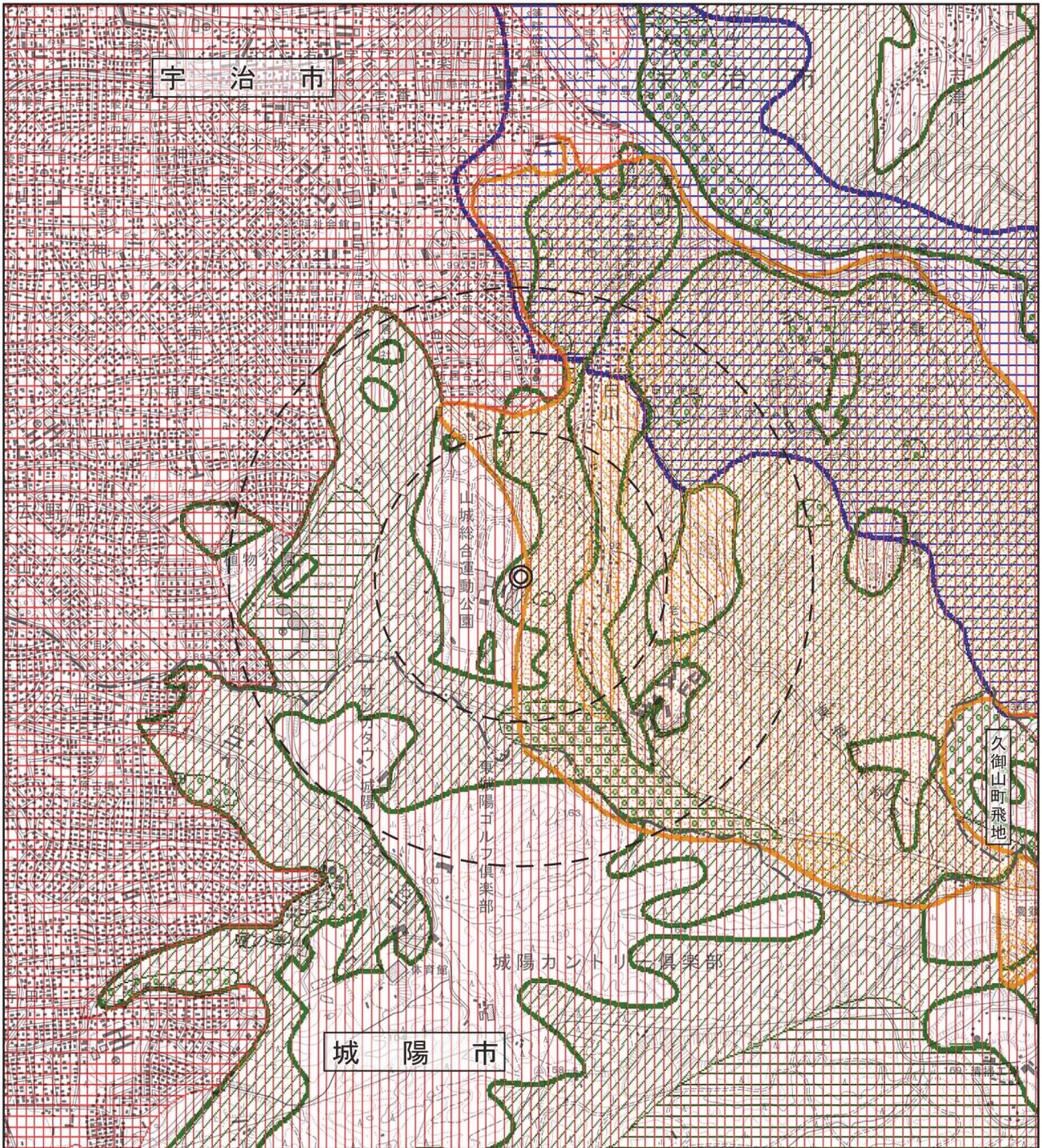


図 2-2.20 城陽市都市計画図



凡例 ◎ 事業計画地 ——— 市町界

- |          |             |            |
|----------|-------------|------------|
| 都市地域     | 森林地域        | 自然公園地域     |
| 市街化区域    | 国有林         | 特別地域       |
| 市街化調整区域  | 地域森林計画対象民有林 | 特別保護地域     |
| その他の用途地域 | 保安林         | 自然保全地域     |
| 農業地域     |             | 原生自然環境保全地域 |
| 農用地区域    |             | 特別地区       |

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」  
(国土交通省ホームページ) より作成



1:25,000

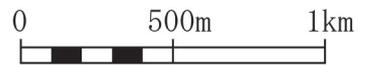


図 2-2.21 事業計画地周辺の土地利用基本計画

(9) 文化財及び埋蔵文化包蔵地の状況

宇治市、城陽市の文化財等の状況を表 2-2.59、図 2-2.22 に示す。

これによると、宇治市では、国指定・登録等の有形文化財（重要文化財）が 47 件、記念物が 4 件、重要文化的景観が 1 件、京都府指定・登録等の有形文化財が 20 件、記念物が 3 件、文化財環境保全地区が 2 件、城陽市では、国指定・登録等の有形文化財（重要文化財）が 7 件、記念物が 6 件、京都府指定・登録等の有形文化財が 6 件、民族文化財が 2 件、文化財環境保全地区が 4 件となっている。

事業計画地周辺では、国宝・重要文化財（建造物）として、北東約 0.9km に白山神社拝殿がある。

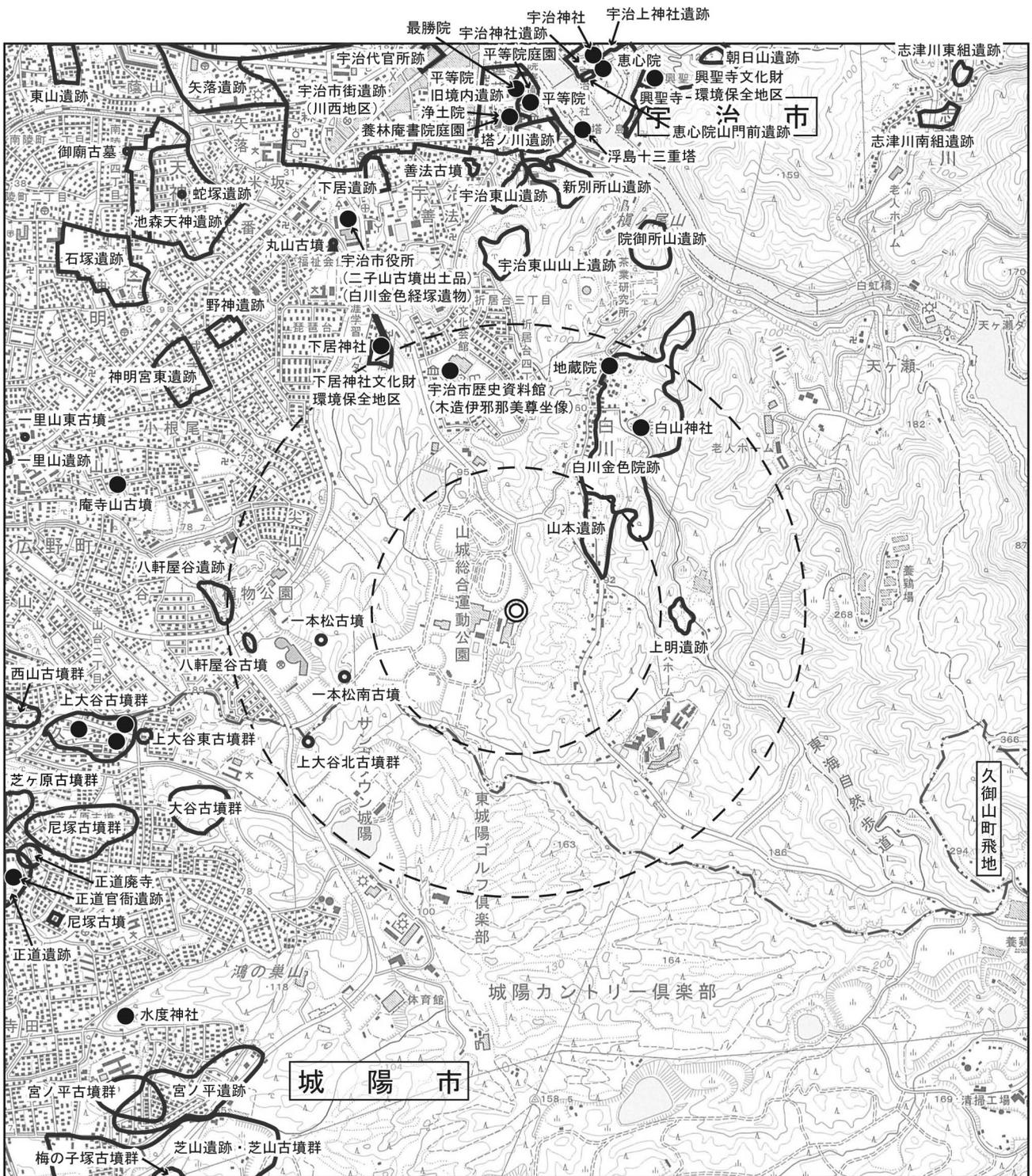
また、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）として、北東約 0.4km に山本遺跡がある。

表 2-2.59 宇治市、城陽市の文化財等

種別				宇治市	城陽市		
国指定・登録等文化財(件)	有形文化財	建造物		重文(国宝)	13(3)	3(-)	
				登録	-	2	
		美術工芸品	絵画	重文(国宝)	5(1)	-(-)	
			彫刻	重文(国宝)	22(3)	2(-)	
			工芸品	重文(国宝)	4(2)	-(-)	
			書跡典籍古文書	重文(国宝)	2(-)	-(-)	
			考古資料	重文(国宝)	-(-)	1(-)	
			歴史資料	重文(国宝)	1(-)	-(-)	
	小計	重文(国宝)	34(6)	3(-)			
	民俗文化財	重要有形民俗文化財			-	-	
	記念物	史跡			3	6	
		名勝			1	-	
		天然記念物			-	-	
	重要文化的景観				1	-	
重要伝統的建造物群保存地区				-	-		
京都府指定・登録等文化財(件)	有形文化財	建造物		指定	8	-	
				登録	3	4	
		美術工芸品	絵画	指定	-	-	
				登録	-	-	
			彫刻	指定	3	1	
				登録	-	-	
			工芸品	指定	1	-	
				登録	-	-	
			書跡・典籍	指定	-	-	
				登録	-	-	
			古文書	指定	2	-	
				登録	-	-	
		考古資料	指定	3	-		
			登録	-	-		
		歴史資料	指定	-	-		
			登録	-	1		
		小計	指定	9	1		
			登録	0	1		
	民俗文化財	有形民族文化財			指定	-	-
					登録	-	2
	記念物	史跡			指定	1	-
					登録	-	-
		名勝			指定	2	-
登録					-	-	
天然記念物			指定	-	-		
			登録	-	-		
小計				指定	20	1	
				登録	3	7	
文化財環境保全地区				決定	2	4	
選定保存技術				選定	-	-	
合計					25	12	

- 注 1. 国指定・登録等文化財は平成 25 年 10 月 1 日現在  
 2. 京都府指定・登録等文化財は平成 25 年 8 月 1 日現在  
 3. 国宝件数は、重要文化財（重文と略）件数の内数  
 4. 建造物は件数であり、棟数ではない。

出典：「平成 24 年京都府統計書」  
 「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）



- 凡例
- ◎ 事業計画地
  - 市町界
  - 文化財等の位置
  - 遺跡、文化財環境保全地区等

出典：「国指定文化財等データベース」  
 京都府文化財保護課ホームページ  
 宇治市ホームページ  
 宇治市資料  
 「城陽市文化財地図」（城陽市教育委員会）  
 城陽市資料 より作成



1:25,000

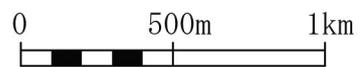


図 2-2.22 事業計画地周辺の主な文化財等